JR精神障害者割引制度の利用に必要な手続きについて

【要件】
・精神障害者保健福祉手帳の顔写真の貼付がある方
・手帳に旅客運賃減額の記載のある方

※上記要件に該当しない方は、市町村の申請窓口で手続きが必要です。

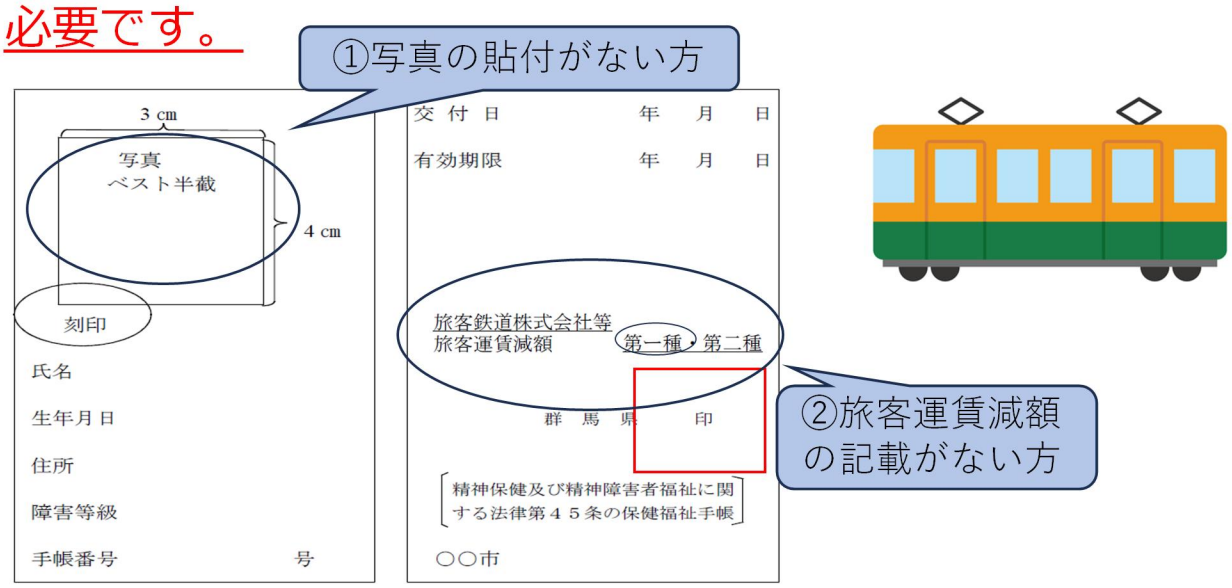

①写真の貼付がない方
申請窓口に再交付申請をお願いします（写真１枚（縦４cm×横３cm　脱帽・上半身　申請時から1年以内に撮影したもの)を添えて、再交付申請書を提出）。

②旅客運賃減額の記載がない方
申請窓口でお手持ちの手帳にスタンプを押印します。
※令和６年11月以降に手帳を交付予定（新規・更新）の方は、手続き不要です（押印済の手帳を交付）。

【JR精神障害者割引制度の概要】　※令和７年４月１日より導入

1 介護者の方と一緒にご利用になる場合
（１）手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただけます。
（２）割引となる介護者の方は1名です。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第１種精神障害者の方と介護者の方	・普通乗車券・回数乗車券・普通急行券 ・定期乗車券(小児定期乗車券を除く)	５割
12歳未満の第２種精神障害者の方と介護者の方	・定期乗車券(小児定期乗車券を除く)	５割

2 手帳をお持ちの方がおひとりでご利用になる場合
片道の営業キロが100キロを超える場合に限ります。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第１種精神障害者の方・第２種精神障害者の方	・普通乗車券	５割

【申請窓口や手続き関すること】
吉岡町役場　健康福祉課　福祉室　精神手帳担当